

官報

号外 昭和三十一年十二月十二日

○第二十五回 参議院會議録第十五号

昭和三十一年十二月十二日(水曜日)午
前十一時五十三分開議

議事日程 第十五号

昭和三十一年十二月十二日

午前十時開議

第一 日本銀行政策委員会委員の
任命に関する件

第二 特殊物資の貸借に関する
日本国政府とアメリカ合衆国
政府を代表して行動する合衆国
原子力委員会との間の協定の締
結について承認を求めるの件
(衆議院送付) (委員長報告)

第三 教育公務員特例法及び教育
公務員特例法第三十二条の規定
の適用を受ける公立学校職員等
について学校看護婦としての在
職を準教育職員としての在職と
みなすことに関する法律の一部
を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

第四 山林所得税の軽減等に関する
請願 (委員長報告)

第五 在外財産処理促進に関する
請願 (委員長報告)

第六 積雪寒冷地帯の不利条件打
破に関する請願 (委員長報告)

第七 福岡県添田町国鉄二又トン
ネル火災爆発、災被害補償に関
する請願 (委員長報告)

第八 ぶどう酒醸造業に対する酒
造税軽減の請願 (委員長報告)

第九 国民金融公庫山形支所の資
金わく増額に関する請願 (委員長報告)

第一〇 農民課税の適正化等に関
する請願 (委員長報告)

第一一 国民金融公庫に対する財
政投資資金増額の請願 (委員長報告)

第一二 貸金業の金利引下げに関
する請願 (委員長報告)

第一三 國営関係行政機関の整備
充実に関する請願 (委員長報告)

第一四 米の配給制度改正反対に
関する請願 (委員長報告)

第一五 昭和三十一年四月、五月
の凍害等被害農家に対する経
営資金利子引下げの請願 (委員長報告)

第一六 さめはえなわ漁業の許可
制度に関する請願(二件)
(委員長報告)

第一七 中共くるみ子実輸入反対
に関する請願 (委員長報告)

第一八 造林事業費国庫補助増額
等に関する請願 (委員長報告)

第一九 林道網の整備拡充に関す
る請願 (委員長報告)

第二〇 開拓行政の適正化に関す
る請願 (委員長報告)

第二一 林業災害補償制度の合理
化に関する請願 (委員長報告)

第二二 森林組合の育成強化に関
する請願 (委員長報告)

第二三 公有林の経営合理化に関
する請願 (委員長報告)

第二四 治山事業の拡充等に関す
る請願 (委員長報告)

第二五 林業指導員の増員等に関
する請願 (委員長報告)

第二六 台風常襲地帯に対する特
別立法措置に関する請願(二件)
(委員長報告)

第二七 中海干拓計画に関する請
願(四件) (委員長報告)

第二八 漁業共済制度確立に関す
る請願 (委員長報告)

第二九 水産物価格安定に関する
請願 (委員長報告)

第三〇 さつまいも価格対策に関
する請願(二件) (委員長報告)

第三一 漁港修築予算増額等に関
する請願 (委員長報告)

第三二 福島県会津若松市大戸町
所在林道改修等に関する請願
(委員長報告)

第三三 米の統制存続に関する請
願 (委員長報告)

第三四 林道開設事業費国庫補助
増額等に関する請願 (委員長報告)

第三五 漁業共済制度確立等に関
する請願 (委員長報告)

第三六 岩手県沿岸高冷地冷害対
策に関する請願 (委員長報告)

第三七 茨城県鹿島南部地区の農
業水利事業を国営とするの請願
(委員長報告)

第三八 米穀予約完渡制継続に関
する請願 (委員長報告)

第三九 農業生産資材価格引下げ
に関する請願 (委員長報告)

第四〇 農業改良資金増額等に関
する請願 (委員長報告)

第四一 山形県の風水害等の対策
に関する請願 (委員長報告)

第四二 有畜農家の家畜導入規準
改正に関する請願 (委員長報告)

第四三 冷害凶作に対する緊急救
農対策の請願 (委員長報告)

第四四 山形県最上川はんらん
による水害救助の請願 (委員長報告)

第四五 農林水産施設等の災害対
策に関する請願 (委員長報告)

第四六 岩手山ろく開拓建設事業
促進に関する請願 (委員長報告)

第四七 北海道羽幌町築別地区土
地改良事業促進に関する請願
(委員長報告)

第四八 大分県長洲町の干拓事業
助成に関する請願 (委員長報告)

第四九 麦類の完渡価格引下げに
関する請願 (委員長報告)

第五〇 小麦の払下げ価格引下げ
に関する請願 (委員長報告)

第五一 飛越特定地区小矢部川水
利開発事業促進に関する請願
(委員長報告)

第五二 中小企業金融対策に関す
る請願 (委員長報告)

第五三 商工組合中央金庫利子引
下げに関する請願 (委員長報告)

第五四 北奥羽地域総合開発特定
地域指定促進に関する請願
(委員長報告)

第五五 東北開発推進に関する請
願 (委員長報告)

第五六 佐渡海峡海底送電に関す
る請願 (委員長報告)

昭和三十一年十二月十二日 参議院會議第十五号 議長の報告

- 第五七 山形県内地下資源の開発促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第五八 コム制限緩和に関する請願 (委員長報告)
- 第五九 四国通商産業局近永アルコール工場存続に関する請願 (委員長報告)
- 第六〇 鉱害賠償制度の強化等に関する請願 (委員長報告)
- 第六一 沖縄の復興に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第六二 沖縄、択捉及び国後復帰返還に関する請願 (委員長報告)
- 第六三 中国渡航制限緩和に関する請願 (委員長報告)
- 第六四 中国渡航制限解除に関する請願 (委員長報告)
- 第六五 板付基地にF一〇〇セーバー・ジェット機持込み反対の請願 (委員長報告)
- 第六六 名古屋郵政局庁舎返還促進に関する請願 (委員長報告)
- 第六七 米国民救済法による移民割当拡大に関する請願 (委員長報告)
- 第六八 日ソ復交促進に関する請願 (委員長報告)
- 第六九 新潟市にソ連邦領事館設置の請願 (委員長報告)
- 第七〇 合併都市育成に関する請願 (委員長報告)
- 第七一 新市町村建設促進法の一部改正等に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 新町村建設促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 地方財政の再建に伴う教育水準維持の請願 (委員長報告)
- 第七四 公債利子の引下げ等に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 昭和三十一年度府県財政健全化方策の確立に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 地方公務員の給与改訂に伴う財源措置の請願 (委員長報告)
- 第七七 市庁舎の建築構造等に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 市町村道整備事業費特別長期債等に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 町村財政確立に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 造林、林道開設事業を財政再建整備法適用に伴う指定事業とするの請願 (委員長報告)
- 第八一 公衆浴場業に対する事業税軽減の請願 (委員長報告)
- 第八二 遊興飲食税の減免に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第八三 主畜酪農用機械に供する軽油の軽油引取税免税の請願 (委員長報告)
- 第八四 選挙管理制度の整備に関する請願 (委員長報告)
- 第八五 長野市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六 兵庫県太子町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 兵庫県揖保川町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 兵庫県龍野市内一部区域等の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八九 農林省農地局勤務の定員外職員の定員化に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 元外地鉄道の職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願 (三件) (委員長報告)
- 第九二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 公民館法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第九四 教育費の財源措置に関する請願 (委員長報告)
- 九五 学校用地購入に対する特別措置の請願 (委員長報告)
- 九六 公立文教施設賃借庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 九七 義務教育学校建築に対する敷地の土地買収費等を国庫補助対象とするの請願 (委員長報告)
- 第九八 鉄骨造校舎建築費国庫補助率引上げに関する請願 (委員長報告)
- 九九 文教施設整備予算増額に関する請願 (委員長報告)
- 一〇〇 学校給食法に基づく費用を全額国庫負担とする等の請願 (委員長報告)
- 一〇一 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 一〇二 公立文教施設賃借庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)
- 一〇三 校舎建築資材の暴騰対策に関する請願 (委員長報告)
- 一〇四 国立日本アイヌ史跡会館設立に関する請願 (委員長報告)
- 一〇五 公立学校施設整備費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
- 去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 予算委員 荒木正三郎君
同 東 隆君
同 永岡 光治君
同 中村 正雄君
決算委員 青柳 秀夫君
議院運営委員
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 予算委員 中村 正雄君
同 岡田 宗司君
同 森下 政一君
決算委員 荒木正三郎君
議院運営委員 佐藤清一郎君
- 同日本院は、左の件につき電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律はこれを存続させることを議決した旨衆議院に通知した。
- 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律附則第二項の規定により、同法を存続させるについて、国会の議決を求めるの件
- 同日国会において電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律はこれを存続させることを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
- 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律附則第二項の規定により、同法を存続させるについて、国会の議決を求めるの件
- 一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 内閣委員 片岡 文重君
地方行政委員 黒川 武雄君
外務委員 小林 武治君
大蔵委員 藤原 道子君
社会労働委員 藤田 進君

同	阿部 竹松君	同日地方行政委員会において当選した
同	阿具根 登君	理事は左の通りである。
同	栗山 良夫君	理事 小林 武治君(小林武治君の補欠)
同	田畑 金光君	同日議員小澤久太郎君外二名から委員
同	山下 義信君	会審査省路の要求書を附して左の議案
同	藤田 藤太郎君	を提出した。
同	木下 友敬君	道路整備の促進に関する決議案
同日議長において、常任委員の補欠を		同日内閣から予備審査のため左の議案
左の通り指名した。		が送付された。よって議長は即日これ
内閣委員	田畑 金光君	を内閣委員会に付託した。
地方行政委員	小林 武治君	一般職の職員の給与に関する法律の
外務委員	黒川 武雄君	一部を改正する法律案
大蔵委員	栗山 良夫君	去る八日委員長から提出した左の実地
社会労働委員	山下 義信君	調査のための委員派遣を要求書記載の
同	藤田 藤太郎君	通り議長は、昨十一日これを承認し
同	木下 友敬君	た。
同	藤原 道子君	委員派遣承認要求書
同	片岡 文重君	一、目的 住宅、道路、ダム等の建
同	藤田 進君	設事業を実地調査し、もつて今後
同	阿部 竹松君	の委員会における審議に資する。
同	阿具根 登君	一、派遣委員
昨十一日議長において、左の常任委員		第一班 小澤久太郎 西田 信一
の辞任を許可した。		重盛 壽治
予算委員	岡田 宗司君	第二班 石井 桂 内村 清次
同	森下 政一君	北 勝太郎
同	曾根 益君	第三班 稲浦 鹿蔵(三重県を除く)
決算委員	荒木正三郎君	小山邦太郎 坂本 昭
同日議長において、常任委員の補欠を		一、派遣地
左の通り指名した。		第一班 宮城県、岩手県
予算委員	永岡 光治君	
同	荒木正三郎君	
同	岡 三郎君	
決算委員	森下 政一君	

第二班 愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県

第三班 奈良県、和歌山県、三重県

一、期間

第一班 十二月十四日から十二月十九日まで六日間

第二班 十二月十四日から十二月十九日まで六日間

第三班 十二月十四日から十二月十九日まで六日間

一、費用 概算 一三七、八〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十一年十二月八日

建設委員長 中山 福蔵

参議院議長松野鶴平殿

一昨十日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、昨十一日これを承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 教育、文化及び學術について特に地方教育職員の昇給、昇給問題、新教育委員会の運営の実態及び文化財の保護、保存の状況等について実情調査を行い、委員会の審議に資する。

一、派遣委員

第一班 有馬 英二 松澤 靖介

常岡 一郎

第二班 林田 正治 高田なほ子

(福島県を除く)

第三班 関根 久蔵 松永 忠二

一、派遣地

第一班 鳥取県、島根県

第二班 千葉県、茨城県、福島県

第三班 新潟県、群馬県

一、期間

第一班 十二月十四日から十二月十九日まで六日間

第二班 十二月十四日から十二月十九日まで六日間

第三班 十二月十四日から十二月十九日まで六日間

一、費用 概算 一〇四、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十一年十二月十日

文教委員長 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

昨十一日委員長から左の報告書を提出した。

農林水産委員会請願審査報告書第二号

同日内閣から、左記の者にアメリカ合衆国ニュー・ヨークにおいて開催の国際連合第十一回総会に出席するための日本代表又は同日本代表顧問を命じたので外務公務員法第八条第三項の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

○議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、裁判官訴追委員予備員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

記

アメリカ合衆国ニュー・ヨークにおいて開催の国際連合第十一回総会に出席するための日本代表

参議院議員 佐藤 尚武

アメリカ合衆国ニュー・ヨークにおいて開催の国際連合第十一回総会に出席するための日本代表顧問

衆議院議員 植原悦二郎

(同) 北村徳太郎

(同) 松岡 駒吉

(同) 参議院議員 岡田 宗司

(同) 黒川 武雄

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

江藤智君から、裁判官訴追委員予備員を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

昭和三十一年十二月十二日 参議院會議録第十五号

議事日程追加の件 政府代表及び政府代表顧問任命につき議決を求める件 日本銀行政策委員会委員の任命に関する件 特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

一六八

○宮田重文君 ただいまの選挙は、その手続を省略いたしましたして、議長において指名されんことの動議を提出いたします。

○光村基助君 私は、ただいまの宮田君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 宮田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よつて議長は、裁判官訴訟追委員予備員に市川房枝君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、政府代表及び政府代表顧問任命につき議決を求める件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣総理大臣から、アメリカ合衆国ニューヨークにおいて開催の国際連合第十一回総会に出席するための日本政府代表に本院議員佐藤尚武君、同政府代表顧問に衆議院議員植原悦二郎君、北村徳太郎君、松岡駒吉君、本院議員岡田宗司君、黒川武雄君を任命することについて、外務公務員法第八條第三項の規定により、本院の議決を求めて参りました。

内閣が、佐藤尚武君を政府代表に、植原悦二郎君ほか四名の諸君を政府代表顧問に任命することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長小淵彬君。

審査報告書

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

表顧問に任命することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて内閣が、佐藤尚武君を政府代表に、植原悦二郎君ほか四名の諸君を政府代表顧問に任命することができると議決されました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣総理大臣から、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定により、千金良宗三郎君、原邦造君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて本院の同意を得たい旨の申し出がございました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

わが国将来の原子力開発計画の進展に大なる影響を有するものであるので妥協な措置と認める。

二、費用

本協定に基く本年度の経費三百十三万五千円は昭和三十一年度予算に計上済である。

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年十二月三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

佐多 忠隆 曾根 益

野村吉三郎 水野 護

鹿島守之助 津島 壽一

鶴見 祐輔 石黒 忠篤

梶原 茂嘉 竹中 勝男

海野 三朗 小林 武治

川村 松助 杉原 荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国将来の原子力開発計画の進展に大なる影響を有するものであるので妥協な措置と認める。

二、費用

本協定に基く本年度の経費三百十三万五千円は昭和三十一年度予算に計上済である。

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年十二月三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年十二月三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年十二月三日

〔参照〕

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会(以下「合衆国委員会」といふ)は、千九百五十五年十一月十四日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)に基く特殊核物質の貸借に関し、同協定に含まれるすべての条件、規定及び保証に従つて、次のとおり協定する。

第一条

合衆国委員会は、日本国茨城県那珂郡東海村日本原子力研究所に設置されるノリス・アメリカン航空会社製の溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮した約十キログラムのウラン、すなわち、二キログラムのU-二三五を含むウランであつて原子炉用物質を製造するため日本国政府が雇用する契約者がアメリカ合衆国において製造する同物質に含まれるものを同政府に貸貸することにここに同意する。合衆国委員会は、さらに、たまたま喪失され

た場合、同政府は、その喪失を補填する責任を負ふ。

日本国政府は、この協定の締結後、同協定に基く特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)に基く特殊核物質の貸借に関し、同協定に含まれるすべての条件、規定及び保証に従つて、次のとおり協定する。

第一条

合衆国委員会は、日本国茨城県那珂郡東海村日本原子力研究所に設置されるノリス・アメリカン航空会社製の溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮した約十キログラムのウラン、すなわち、二キログラムのU-二三五を含むウランであつて原子炉用物質を製造するため日本国政府が雇用する契約者がアメリカ合衆国において製造する同物質に含まれるものを同政府に貸貸することにここに同意する。合衆国委員会は、さらに、たまたま喪失され

た場合、同政府は、その喪失を補填する責任を負ふ。

日本国政府は、この協定の締結後、同協定に基く特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)に基く特殊核物質の貸借に関し、同協定に含まれるすべての条件、規定及び保証に従つて、次のとおり協定する。

第一条

合衆国委員会は、日本国茨城県那珂郡東海村日本原子力研究所に設置されるノリス・アメリカン航空会社製の溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮した約十キログラムのウラン、すなわち、二キログラムのU-二三五を含むウランであつて原子炉用物質を製造するため日本国政府が雇用する契約者がアメリカ合衆国において製造する同物質に含まれるものを同政府に貸貸することにここに同意する。合衆国委員会は、さらに、たまたま喪失され

た場合、同政府は、その喪失を補填する責任を負ふ。

日本国政府は、この協定の締結後、同協定に基く特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)に基く特殊核物質の貸借に関し、同協定に含まれるすべての条件、規定及び保証に従つて、次のとおり協定する。

第一条

合衆国委員会は、日本国茨城県那珂郡東海村日本原子力研究所に設置されるノリス・アメリカン航空会社製の溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮した約十キログラムのウラン、すなわち、二キログラムのU-二三五を含むウランであつて原子炉用物質を製造するため日本国政府が雇用する契約者がアメリカ合衆国において製造する同物質に含まれるものを同政府に貸貸することにここに同意する。合衆国委員会は、さらに、たまたま喪失され

た場合、同政府は、その喪失を補填する責任を負ふ。

日本国政府は、この協定の締結後、同協定に基く特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)に基く特殊核物質の貸借に関し、同協定に含まれるすべての条件、規定及び保証に従つて、次のとおり協定する。

又は破壊された相当の量の原子炉用物質の代替に必要な追加量の同位元素U—二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランを日本国政府の要請に基づき同政府に貸貸することにここに同意する。

第二条

A 合衆国委員会は、前記の原子炉のための原子炉用物質をアメリカ合衆国において製造するため日本国政府が雇用した契約者から同政府が確認した要請を受領した日の後百二十日以内に、同物質を製造するために必要な量の同位元素U—二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランを、六弗化ウランの形状で、同委員会の施設において同契約者に引き渡すものとする。契約者に対する引渡は、合衆国委員会が同契約者について要求する料金及び条件（原子炉用物質を受領し、かつ、アメリカ合衆国において製造作業を行うために必要な許可を含む）に従わなければならない。

時点について合意するものとする。その製造された物質の濃縮度は、その分析の結果によつて定められる。分析の費用は、日本国政府及び合衆国委員会が均等に分担するものとする。その原子炉用物質の量については、同物質を製造した契約者が日本国政府及び合衆国委員会に証明するものとする。

C 日本国政府が雇用した契約者が前記の原子炉のための原子炉用物質の製造を完了したときは、同契約者は、同政府及び合衆国委員会に対する三十日の予告の後、同物質を同委員会が同政府と協議の上指定するアメリカ合衆国内の積出港に送付しなければならない。その場合、合衆国委員会は、指定港におけるその原子炉用物質の日本国政府への引渡のため及び輸出の実施のため必要な措置を執るものとする。合衆国委員会は、その原子炉用物質をその契約者から日本国へ積み出す費用については、責任を負わない。

D 前記の原子炉用物質に含まれる濃縮ウランの輸出地における日本国政府による受領は、適当な受領証によつて証明されるものとする。日本国政府は、その後は、前記の協力のための協定の規定に基づきその濃縮ウランの保全並びに同濃縮ウランのあらゆる喪失及び

破壊（原因のいかんを問わない。）について並びに健康及び安全の危険に対する保護措置について全責任を負うものとする。

E 日本国政府は、千九百六十年九月三十日までに（別段の合意がある場合を除く）、かつ、いかなる場合にもこの協定が終了した時に、この協定に基づいて同政府が賃借した濃縮ウランを含むすべての原子炉用物質を、適当な放射能的冷却の後、合衆国委員会が受諾する健康及び安全の危険に対する適当な保護措置に従つて、同委員会が同政府と協議の上指定するアメリカ合衆国内の到着港に同政府の負担において送付するものとする。その場合、合衆国委員会は、その原子炉用物質を再処理するため受領することに同意しないときは、合衆国委員会に対しその原子炉用物質を同委員会の仕様に合致する六弗化ウラン又は合意される他の形状に再処理するための料金を支払い、かつ、同物質を再処理する同委員会の施設への同物質の輸送の費用を支払うことに同意する。）、同委員会の仕様に合致する六弗化ウラン又は合意される他の形状にアメリカ合衆国において再処理するため日本国政府が雇用する契約者への指定港における同物質の輸入及び引渡に必要な措置を執るものとする。契約者に対する引渡は、合衆国委員会が同契約者について要求する料金及び条件（原子炉用物質を受領し、かつ、アメリカ合衆国において再処理作業を行うために必要な許可を含む）に従わなければならない。合衆国委員会は、その原子炉用物質を日本国からその契約者へ積み出す費用については、責任を負わない。

第三条

日本国政府は、同政府が原子炉用物質を製造するため雇用する契約者が製造する同物質に含まれる同位元素U—二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランの賃借に対し、次に定める料金の合計金額を次に定める時に合衆国通貨で合衆国委員会に支払うものとする。

(a) この協定に基づいて賃借される濃縮ウランであつて日本国政府が雇用する契約者が製造した原子炉用物質に含まれるものにつき、同物質に最初に含まれている濃縮ウランの価額の年率四パーセントの使用料。その使用料は、その原子炉用物質が日本国政府に引き渡された日から、

(1) 同物質が、アメリカ合衆国に返還され、かつ、合衆国委員会の仕様に合致する六弗化ウラン

又は合意される他の形状への同物質の再処理及び再処理された同物質の同委員会への送付のため同政府が雇用する契約者に引き渡される日又は

(2) 同委員会がアメリカ合衆国に返還された同物質を再処理のため受領することに同意した場合、その再処理が完了した時若しくは同委員会がその再処理のため妥当であると決定する期間が満了した時のいずれか早い時点までのものとする。

(b) (1) 原子炉用物質に最初に含まれる、かつ、この協定に基づいて賃借される濃縮ウランの量及び濃縮度から決定される価額と(2) アメリカ合衆国に返還される同物質に含まれるウランの量及び濃縮度から決定される価額との差に等しい消耗及び濃縮度低下補償の料金。返還される原子炉用物質に含まれるウランの量及び濃縮度は、同物質がアメリカ合衆国に返還された後妥当な期間内に、日本国政府及び合衆国委員会が選定する分析者がアメリカ合衆国において行う同物質の証明された分析の結果又は合意される他の方法によつて決定される。その分析の費用は、日本国政府及び合衆国委員会が均等に分担するものとする。

昭和三十一年十二月十二日 参議院會議録第十五号

特殊核物質の貸借に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めめるの件

一七〇

(c) この条の規定の適用上、日本国政府に引き渡されるそれぞれの量の原子炉用物質に含まれる濃縮ウランの価額は、合衆国委員会が設定した各種の濃縮度の同位元素U-二三五を含むウランの価額の表であつて当該物質が同政府に引き渡された時に実施されているものに從つて決定されるものとする。アメリカ合衆国に返還されるそれぞれの量の原子炉用物質に含まれる濃縮ウランの価額は、当該物質が日本国政府に引き渡された時に適用された価額の表に從つて決定されるものとする。引き渡され又は返還された原子炉用物質に含まれるウランの濃縮度が価額の表中の二の連続した濃縮度の間にあるときは、当該濃縮度に対する価額は、それらの二の濃縮度の間の直線内挿法によつて決定されるものとする。

第四條

日本国政府は、この協定に基いて貸借する原子炉用物質に含まれる濃縮ウランの生産若しくは製造、所有、貸借又は占有及び使用から生ずる原因のいかんを問わないすべての責任(第三者に対する責任を含む)について、その濃縮ウランが合衆国委員会から同政府に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府及び同委員会に對しその責任を免かれさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。

第五條

アメリカ合衆国議会の議員若しくは準州代表又は同国の属領代表は、同国の法律に従い、この協定のいかなる部分にも、また、それから生ずるいかなる利益にも関与し又は参加することができないものと了解される。

第六條

この協定は、日本国がその国内法上の手續に從つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を合衆国委員会が受領した日に効力を生じ、千九百五十五年十一月十四

日に署名された原子力の非軍事的利用に關する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)の期間が満了し、又は同協定が廢棄されるまで効力を存続する。

以上の証拠として、この協定の當事者は、正当な権限によりこの協定に署名させた。

千九百五十六年十一月二十三日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
谷正之

アメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会のために
ハロルド・S・ヴァンス

〔小瀬彬君登壇、拍手〕

○小瀬彬君 ただいま議題となりました特殊核物質の貸借に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めめるの件につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、さきに第二十三回国会において承認いたしました原子力の非軍事的利用に關する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定の細目協定として、特殊核物質の貸借について定めたものでございます。

協定の目的は、茨城県東海村日本原子力研究所に設置される研究用原子炉において使用するため、二キログラムの同位元素U-二三五を一九・五%から二〇%までの間に濃縮した約十キログラムのウラン並びに必要な追加量の濃縮ウランを、わが政府は米国の原子力委員会より貸借することでありま

す。政府においては、本年二月以降、米政府との間に交渉を行い、この間十一月十七日、米政府がウランの価格引き下げを発表いたしましたので、協定の一部規定に必要な調整を加えました上、十一月二十三日にこの協定に署名いたしましたのであります。なお、前述の東海村の第一号炉の操作は、来年四月に始まる予定でございますので、その予定に間に合ふよう本協定を発効せしめるため、取り急ぎこの締結につき国会の承認を求めたいとの政府の説明でありました。

外務委員会の審議におきましては、政府間協定としたのはなぜか。本件のように、特殊核物質の貸借のかわりに売却によることはできないのか。わが国の受け入れ能力の向上に伴い基本協定を改訂する必要はないか。また原子力利用に關する政府の方針はどうであるか。わが国のエネルギー源供給の見

通しや天然ガスの利用についてはどうか。さらに、アジアの原子力センターを日本に誘致できなかったのはなぜであるか。こうした点についての質疑がございましたほか、正力国務大臣から、エネルギー源としての原子力利用について、その見通しや、大臣としての抱負などいろいろな開陳せられたのであります。委員は會議録に讀みたいと存じます。

委員会は、十二月六日質疑を了し、討論に入りましたところ、海野委員から、日本社会党を代表して、「わが国は、この原子力の応用については地についたものでなくてはならず、協定に縛られる事項があつてはならぬから、今後ともそういうことがないように要望する」といふ、この要望を付して賛成する旨の発言があつたのであります。

次いで採決を行いましたところ、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長岡三郎君。

審査報告書

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月六日

文教委員長 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

有馬 英二 谷口弥三郎

林田 正治 常岡 一郎

林屋亀次郎 野本 品吉
加賀山之雄 川口爲之助
湯山 勇 松永 忠二
安部 清美 松澤 靖介
高田なほ子 矢嶋 三義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、旧恩給法下における養護助教諭の取扱を明確にし、学校看護婦の定義を明らかにする等、必要な改正をしようとするものであつて、妥当な措置と認め

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案

第二十四回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和三十一年十二月四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案

用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。
(旧恩給法における養護助教諭の取扱)
第三十二条の二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十二條第二項の助教諭には、養護助教諭が含まれていたものとする。

第二条 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭和三十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
本則中「昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で児童、生徒等の養護に當つていたものをいう。」を削り、「文部技官をいう。」の下に「以下同じ。」を、「改正前の恩給法」の下に「以下「旧恩給法」という。」を加え、本則を第一

条とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該学校看護婦が官立又は国立の学校の養護訓導、養護教員又は養護教諭となつた場合については、旧恩給法第四十二條第一項第四号の規定の例による。

第一条の次に次の二条を加える。
第二条 前条の学校看護婦とは、国庫又は地方公共団体(もとの外地の地方公共団体を含む。)から俸給その他これに相当する給与を受ける官立若しくは国立又は公立の学校の職員のうち、昭和四年十月二十九日以後において児童、生徒等の養護に當つていた者で、常時勤務に服していたものをいう。

第三条 前二条に規定する公立の学校には、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する在外指定学校を含むものとする。この場合において、当該在外指定学校の職員に前条の規定を適用するについては、同条中「もとの外地の地方公共団体」とあるのは、「在外指定学校を設置するもの」と読み替へるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十二条の二の規定は、昭和二十三年四月一日から適用する。

3 第二条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の規定は、昭和三十年七月二十五日から適用する。

〔岡三郎君登壇、拍手〕

○岡三郎君 ただいま議題となりました教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。

本法案は、前国会におきまして衆議院より提出され、同院において継続審査となつておりましたが、去る十二月四日に衆議院を通過し、即日参議院に送付の上、直ちに文教委員会に付託されたものでございます。

まず、本法律案の提案の理由を申し上げますと、旧恩給法のもとにおける養護助教諭の取扱を明確にするため、及び恩給を給すべき学校看護婦の

昭和三十一年十二月十二日 参議院會議録第十五号 山林所得稅の輕減等に関する請願外八件

範圍を明らかにするとともに、学校看護婦が官立または国立の学校の養護訓導、養護教員または養護教諭となつた場合に、当該学校看護婦としての勤続年数数の二分の一を通過することに關しての解釈上の疑義を除く等のため、所要の改正をする必要があるといふこととあります。

次に、法案の骨子を簡単に申し上げます。第一条におきましては、現行の教育公務員特例法は、養護助教諭を恩給法上の準公務員として明文で規定してありますが、この特例法施行以前の養護助教諭については規定がないために、その取扱ひに疑義がありますので、恩給の取扱ひ上、養護助教諭は教育公務員特例法の施行の前後にかかわらず、助教諭と同様に、その在職年月を通過する旨を明らかにするため、同法第三十二条の二として新たに一カ条を設けることを規定いたしております。

第二条におきましては、教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受け公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律に、学校看護婦を「昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で児童、生徒等の養護に當つていたものをいう。」と規定しておりますけれども、これらの名称を用

いているものでも、その任命権者が日本赤十字社であつたり、その俸給の出所も区々であつて、取扱ひ上しばしば疑義を生じますので、新たに第二条を設けて、国庫または地方公共団体から俸給を受けている官立、国立または公立学校の職員で児童、生徒等の養護に當つてゐる常勤のものと、明確に定義をいたしておりますのが、その第一点であります。さらに、同法現行の本則を第一条と改め、その第二項として学校看護婦が官、国立学校の養護訓導、養護教員、養護教諭となつたときは、恩給法上、学校看護婦としての勤続年数数を二分の一として通過することを明記いたしております。

第三条は、在外指定学校の学校看護婦の恩給法上の取扱ひについての規定でございますが、満鉄や中国等で居留民団が設立した学校のうち、特に指定された在外指定学校に勤務していた学校看護婦が、内地引き揚げ後も引き続き在職している場合、この在外指定学校当時の学校看護婦の在職を準教育職員としての在職とみなすことの規定を新たに設けております。

文教委員会におきましては、本法の施行に伴い、新たに該當する恩給受給者の数並びにその経費等についての質問が、湯山、矢嶋両委員からありましたが、これに対し、提案者から、本法の施行に伴う該當者は、本年度及び来

年度において、それぞれ少数でありますので、現在の予算の範囲内において十分まかない得るものであるから、特に経費の増額を必要としない旨の答弁がありました。

かくて討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第四より第十二までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。

審査報告書(大蔵委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。
二、内閣に送付するを要するもの。

第二五号 山林所得稅の輕減等に関する請願

第八三三号 在外財産処理促進に關する請願

第一一六号 積雪寒冷地帯の不利条件打破に關する請願

第一五三三号 福岡県添田町国鉄二又トンネル火災爆発、災被害補償に關する請願

第一六四号 ぶどう酒醸造業に對する酒造稅輕減の請願

第一七一七号 国民金融公庫山形支所の資金わく増額に關する請願

第一八七号 農民課稅の適正化等に關する請願

第二〇三三号 国民金融公庫に對する財政投資資金増額の請願

第二〇四号 貸金業の金利引下げに關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年十二月四日

大蔵委員長 廣瀬 久忠

参議院議長松野鶴平殿

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 ただいま上程されました大蔵委員会付託の請願につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

委員会における審議に當り、まず、各委員の意見及び政府の見解を聴取

たし、その上、質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしたのでありますが、その結果は次の通りであります。

日程第四は、山林所得稅と相続稅の輕減、農林漁業公庫資金等の貸付条件の合理化をはかり、林業の育成をはか

られたいとの請願であり、日程第五は、在外財産の処理に關し、すみやかに法制化し、引揚者の窮状を救済せられた

いとの請願であり、日程第六は、積雪寒冷地帯が自然的惡条件により、他の地方に比し不利な立場にあるから、所得稅等について考慮せられたいとの請願であります。

日程第七は、終戦直後、福岡県下、国鉄二又トンネル内の元軍用火藥を処分中、過失により爆発事件が発生したのでありますが、訴訟費用がないため提訴し得なかつた多数の被害者についても救済の処置を講ぜられたいとの請願であります。

日程第八は、ぶどう酒の酒稅が高率であるため需要が伸びないから、稅率の輕減をはかられたいとの請願であり、日程第九は、国民金融公庫山形支所の資金わくを増額し、山形県下の中

小企業への育成をはかられたいとの請願であります。

日程第十は、最近、下層農家は比較的に稅負担が重い傾向にあるから、課稅の適正化を期せられたいとの請願であり、日程第十一は、昭和三十一年度

山林所得稅の輕減等に関する請願外八件

一七二

における国民金融公庫に対する国家財政投融資資金額を増額せられたいとの請願であります。

日程第十二は、一般に金利が低下している現状にあるから、貸金業の法定金利を引き下げるより法律を改正せられたいとの請願であります。

いずれも妥当と考えられます。よって、以上九件は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十三より第五十一までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長堀末治君。

審査報告書(農林水産委員会 第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八号 國営関係行政機関の整備充実に関する請願

第九号 米の配給制度改正反対に関する請願

第一〇号 昭和三十一年四月、五月の凍霜害等被害農家に対する経営資金利子引下げの請願

第一一號、第五八號 さめはえなわ漁業の許可制度に関する請願

第一二號 中共くるみ子実輸入反対に関する請願

第二六號 造林事業費国庫補助増額等に関する請願

第二七號 林道網の整備拡充に関する請願

第二八號 開拓行政の適正化に関する請願

第二九號 林業災害補償制度の合理化に関する請願

第三〇號 森林組合の育成強化に関する請願

第三一號 公有林の経営合理化に関する請願

第三二號 治山事業の拡充等に関する請願

第三三號 林業指導員の増員等に関する請願

第三四號 台風常襲地帯に対する特別立法措置に関する請願

第三五號、第五二號、第一〇〇號、第一〇一號 中海干拓計画に関する請願

第五七號 漁業共済制度確立に関する請願

第五九號 水産物価格安定に関する請願

第六四號、第一〇三號 さつまいも価格対策に関する請願

第六五號 台風常襲地帯に対する特別立法措置に関する請願

第九三號 漁港修築予算増額等に関する請願

第一〇四號 福島県会津若松市大戸町所在林道改修等に関する請願

第一〇五號 米の統制存続に関する請願

第一一六號 林道開設事業費国庫補助増額等に関する請願

第一三七號 漁業共済制度確立等に関する請願

第一四七號 岩手県沿岸高冷地冷害対策に関する請願

第一七五號 茨城県鹿島南部地区の農業水利事業を国営とするの請願

第一八四號 米穀予約充渡制継続に関する請願

第一八五號 農業生産資材価格引下げに関する請願

第一八六號 農業改良資金増額等に関する請願

第一八八號 山形県の風水害等の対策に関する請願

第一八九號 有畜農家の家畜導入規程改正に関する請願

第一九八號 冷害凶作に対する緊急救済対策の請願

第二一四號 山形県最上川はんらんによる水害救助の請願

第二一六號 農林水産施設等の災害対策に関する請願

第二三〇號 岩手山ろく開拓建設事業促進に関する請願

第二四四號 北海道羽幌町築別地区土地改良事業促進に関する請願

第二六六號 大分県長洲町の干拓事業助成に関する請願

第一九〇號 麦類の充渡価格引下げに関する請願(別紙意見書添付)

第一九九號 小麦の払下げ価格引下げに関する請願(別紙意見書添付)

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和三十一年十二月五日

農林水産 堀末治

委員長

参議院議長松野鶴平殿

意見書案

麦類の充渡価格引下げに関する請願(第一九〇号)

右の請願は、昨年産米の豊作及び本年の豊作のため、精麦価格の下落、消費量の激減等によつて、精麦加工業界は、まさに、崩壊の寸前にあるが、このことは、政府の施策が米のみに偏重し、麦食についての適切な対策に欠けているためであるから、精麦の消費を維持伸長するために、すみやかに、麦価の充渡し価格を引下げるとともに、麦食普及対策を講ぜられたいとの趣旨であるが生産者価格に影響を与えない範囲において、内閣は鋭意これが実現に努力されたい。

昭和三十一年十二月 日

参議院議長 松野 鶴平

内閣総理大臣鳩山一郎殿

意見書案

小麦の払下げ価格引下げに関する請願(第一九〇号)

右の請願は、二箇年にわたる米の豊作による食糧需給の緩和に伴い、政府はさきに内地米の増配ならびに外米価格の引下げを行うこととなつたが、これがため消費者実効米価は大幅に低落し、その結果として、粉食は数量、価格の両面から圧迫を受けて減退し、製粉業界は深刻なる危機に直面するに至つたから、米食偏重の政策を改め、粉食の増進を図るとともに、小麦の政府払下げ価格を一キロトンにつき四千円引き下げられ

昭和三十一年十二月十二日 参議院會議録第十五号 中小企業金融対策に関する請願外八件

たいとの趣旨であるが生産者価格に影響を与えない範囲において、内閣は鋭意これが実現に努力されたい。

昭和三十一年十二月 日

参議院議長 松野 鶴平

内閣総理大臣 鳩山 一郎

審査報告書(農林水産委員会 第二号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三八号 飛越特定地区小矢部

川水利開発事業促進に関する

請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年十二月十一日

農林水産 堀 末治

参議院議長 松野 鶴平

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 ただいま議題となりました請願四十五件につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

今国会中、農林水産委員会に付託されました請願は五十二件でありまして、その趣旨は多種多様であります。これを大別いたしますと、造林事業費国庫補助増額等、林野関係のもの十二件、中海干拓の調査促進等、干拓、開拓その他土地改良事業に関する

もの十件、昭和三十一年四月、五月の凍霜害等被害農家に対する経営資金利子引下げ等、災害対策に関するもの七件、米の配給制度改正反対等、食糧管理制度に関するもの七件、さめはえなわ漁業の許可制度の改正等、水産関係のもの六件、有畜農家創設事業の家畜導入規程の改正等、畜産関係のもの三件、その他七件であります。

委員会におきましては、これらの請願について、政府当局の意見をも徴し、慎重審議の結果、目下係争中の兵庫県宝塚市小林所在元蔵馬用地返還に関する請願のほか六件については、その結論を留保し、ただいま議題となりました四十五件は、願意妥当と認め、全会一致をもって議院の會議に付し、採択の上、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。日程第四十九及び第五十の請願については、意見書案が付されております。

日程第十三より第五十一までの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一

致をもって採択し、内閣に送付することと決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五十二より第六十までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長松澤兼人君。

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三号 コム制限緩和に関する請願

第四号 四国通商産業局近水アルコール工場存続に関する請願

第一〇八号 佐渡海峡海底送電に関する請願

第二二〇号 中小企業金融対策に関する請願

第二二二号 山形県内地下資源の開発促進等に関する請願

第一四六号 北奥羽地域総合開発特定地域指定促進に関する請願

第一五二号 商工組合中央金庫利子引下げに関する請願

第一九五号 東北開発推進に関する請願

第三一七号 鉱害賠償制度の強化等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十一年十二月六日

商工委員長 松澤 兼人

参議院議長 松野 鶴平

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま議題となりました日程第五十二、中小企業金融対策に関する請願ほか八件の商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日程第五十二及び第五十三は、いずれも中小企業金融に関するもので、第五十二は、中小企業金融の難解決のため、関係法規の改正、資金源の増強、企業合理化資金を放出する等の緊急施策を実現してもらいたいというものであります。第五十三は、商工組合中央金庫を通ずる組合金融は、その金利が高いから、金利引き下げのため、同金庫に低利の政府資金を導入してもらいたいという趣旨のものでございます。

次に、日程第五十四、第五十五、第五十六及び第五十七は、いずれも国土開発関係でございます。第五十四は、現在国土開発の調査指定地域になつて北奥羽地域は開発が遅々と

して進まないから、総合開発の特定地域に指定して開発を推進してもらいたいというものであり、第五十五は、東北開発は日本経済の再建にもたらす影響が大きいから、急速に開発を推進する措置を講じてもらいたいというのであります。第五十六は、佐渡海峡の電力不足を解消する方法として、佐渡海峡に海底送電を実現されたいというのであります。第五十七は、山形県内の地下資源の開発を促進し、関連産業を誘致する等、県産業の振興を期せられたいという趣旨でございます。

次いで日程第五十八は、コム制限の緩和に最善の方途を講ぜられたいというものであり、第五十九は、四国通商産業局近水アルコール工場は、生産要素、立地的特殊事情を勘案して、整理の対象から除外してもらいたいというものであります。

最後に第六十は、鉱害問題の処理にあつては、鉱業法、臨事石炭鉱害復旧法等、いずれも今日の経済情勢に適應せず、諸種の不備、欠陥を生じているから、本問題の根本的解決をはかられたいというのであります。

以上が、九件の請願の趣旨でございますが、本委員会におきまして、いずれも願意妥当なものとして認め、採択し、内閣に送付するを要すべきものと審査決定した次第であります。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六十一より第六十九までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長小瀧彬君。

審査報告書(外務委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三号、第一一三号 沖縄の復帰に関する請願

第四号 沖縄、択捉及び国後復

帰返遷に関する請願

第五号 中国渡航制限緩和に

関する請願

第四七号 中国渡航制限解除に

関する請願

第四〇号 板付基地にF一〇〇

セーバー・ジェット機持込み

反対の請願

第二九八号 名古屋郵政局庁舎返還促進に関する請願

第四八号 米国籍民救済法によ

る移民割当拡大に関する請願

第二一九号 日ソ復交促進に

関する請願

第二九七号 新潟市にソ連邦領

事館設置の請願

右の通り審査決定した。よって報告

する。

昭和三十一年十二月六日

外務委員長 小瀧 彬

参議院議長松野鶴平殿

〔小瀧彬君登壇、拍手〕

○小瀧彬君 ただいま議題となりまし

た請願九件について、外務委員会にお

ける審議の結果を御報告いたします。

日程第六十一及び第六十二は、沖縄

の土地問題の早急円満な解決及び沖

縄、択捉、国後の日本への復帰を要望

するもの、第六十三及び第六十四は、

中国への渡航制限の解除または緩和を

要望するもの、第六十五は、F一〇〇

セーバー・ジェット機の板付基地への

持ち込みに反対し、第六十六は、名古屋

屋郵政局元庁舎の接収解除を要望する

もの、第六十七は、米国籍民救済法

による移民割当拡大を懸念するもので

あり、第六十八は、日ソ両国政府間の

通商取りきめの早急締結を要望し、第

六十九は、新潟市にソ連領事館の開設

を要望したものであります。

委員会においては、これらの請願の中

には、その趣旨につき、さらに検討

を要するものもあるとの意見も一部に

はございましたが、その趣意は、いず

れもおおむね妥当なるものと認め、こ

れを議院の会議に付し、内閣に送付す

ることを要するものと決定した次第で

ございます。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り

採択し、内閣に送付することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よってこれらの請願は、全会一

致をもって採択し、内閣に送付するこ

とに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七十より

第八十四までの請願を一括して議題と

することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。まず、委員長の報告を求めま

す。地方行政委員会理事大沢雄一君。

審査報告書(地方行政委員会

第一号)

一、議院の会議に付するを要するも

の。

一、内閣に送付するを要するも

第七号 地方財政の再建に伴う

教育水準維持の請願

第四九号 造林、林道開設兩事

業を財政再建整備法適用に伴

う指定事業とするの請願

第六九号 市庁舎の建築構造等

に関する請願

第七五号 公債利子の引下げ等

に関する請願

第八八号 合併都市育成に

関する請願

第八九号 新市町村建設促進法

の一部改正等に関する請願

第九〇号 市町村道整備事業費

特別長期債等に関する請願

第一四八号 町村財政確立に

関する請願

第一五一号 選挙管理制度の整

備に関する請願

第一六三号 公衆浴場業に対す

る事業税軽減の請願

第一八一号 新町村建設促進等

に関する請願

第一九三号 地方公務員の給与

改訂に伴う財源措置の請願

第二一七号 昭和三十一年度府

県財政健全化方策の確立に

関する請願

第二六一号、第三〇六号 遊興

飲食税の減免に関する請願

第三一〇号 主畜酪農用機械に

供する軽油の軽油引取税免税

の請願

右の通り審査決定した。よって報告

する。

昭和三十一年十二月六日

地方行政

委員長 本多 市郎

参議院議長松野鶴平殿

〔大沢雄一君登壇、拍手〕

○大沢雄一君 ただいま議題となりま

した請願について、地方行政委員会に

おける審査の経過並びに結果を御報告

申し上げます。

まず、日程第七十より第七十二に至

る請願三件は、新市町村建設促進法関

係でございます。合併都市の育成、

市町村合併後の施設に対する補助、起

債の増額、新市町村建設促進施策の積

極的推進等を要望するものでありま

す。

次に、日程第七十三より第八十に至

る請願八件は、いずれも地方財政の改

善あるいは確立のための諸施策を要望

するものであります。

また次に、日程第八十一、第八十二

の二件及び第八十三の請願四件は、そ

れぞれ事業税、遊興飲食税、軽油引取

税について税法の改正を要望するもの

であり、最後に、日程第八十四の請願

は、選挙管理制度の整備に関するもの

であります。

以上の請願十六件は、いずれも委員

会において審議の結果、願意妥当と認

め、これを議院の会議に付し、かつ内

閣に送付すべきものと決定した次第で

昭和三十一年十二月十二日 参議院會議録第十五号 長野市の地域給に関する請願外七件

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八十五より第九十二までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長亀田得治君。

審査報告書(内閣委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一四三号 長野市の地域給に

関する請願

第二六二号、第三一四号、第三

二〇号 元外地鉄道の職員に

関する恩給法等の特例制定に

関する請願(別紙意見書案添

付)

第二九四号 兵庫県太子町の地域給に関する請願

第二九五号 兵庫県保良町の地域給に関する請願

第二九六号 兵庫県龍野市内一部区域等の地域給に関する請願

第三一三三号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に

関する請願(別紙意見書案添

付)

第三一八号 農林省農地局勤務

の定員外職員の定員化に関する請願

第三二四号 建設省勤務の常勤

労務者等の定員化に関する請願

二、議院の会議に付するを要しないもの。

第一号、第五三三号、第六二二号、

第一二九号、金し勲章年金復活に関する請願

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和三十一年十二月六日

内閣委員長 亀田 得治

参議院議長 松野鶴平殿

意見書案

元外地鉄道の職員に関する恩給法

等の特例制定に関する請願(第二

六二二号、第三一四号、第三二〇号)

右の請願は、元外地鉄道職員であつて、終戦によつて内地に送還され、

政府公務員あるいは日本国有鉄道等

の公共企業体の職員となつた者、及び日露事変後外地鉄道に在職中公務

あるいは戦前のため負傷または疾病にかかり、不具廃疾となつた公務者

ならびに公務あるいは、戦前により殉職した者の遺族に対し恩給法等に

(一)帰還後恩給法を受ける公務員となつた者に対しては、外地勤務期間

(判任官以上の身分)をその恩給法の適用期間に加算すること、(二)国家

公務員共済組合法及び公共企業体共済組合法の適用を受ける職員も同様

その取扱を受けること、(三)外地転出前の在職期間についても同様算入

すること、(四)外地在職中普通恩給あるいは共済年金受給の資格の生じたものの権利の消滅時効は昭和二十年

三月一日からこの法律の施行の前日まで進行しないものとする等

の特例を制定し、一般公務員及び軍人軍属との待遇上の不均衡を是正

し、その戦争による犠牲を補償せられたいとの趣旨であるが、内閣はこ

れらの職員が戦争により蒙つた犠牲を、適当な方法によつて補償する措置につき十分検討せられたい。

昭和三十一年十二月 日

参議院議長 松野 鶴平

内閣総理大臣 鳩山一郎殿

意見書案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願(第三一

三三三号)

右の請願は、旅費法の目的は、その

第一条に定めるように公務の円滑な運営に資し、併せて国費の適正な支出を図るにあるが、現行の旅費法のうちには実際に即さないところがあるから、同法第十六条第一項に第七

号を加え「四級以上の職務にあるものが二等車を運行する線路の旅費をする場合には、第一号ならびに第二

号の規定にかかわらず二等の運賃及び急行料金を」と同第十七条第一項に

第六号を加え「四級以上の職務にあるものが第一号ならびに第二号に規定する船舶による旅行において二等

船室を利用する場合には、第一号ならびに第二号の規定にかかわらず二等

の運賃」と規定し、同法別表第一に定める内国旅費のうち車賃、日

当、宿泊料及び食卓料の八段階にわたる級別支給区分のうち車賃、食卓

料については各級均等の料金とし、日当、宿泊料の支給区分を二ないし

三段階に改訂し、これらを実情に即さしめ、公務の円滑な運営を図るよう

措置されたいとの趣旨であるが、右の法律を請願者の云うが如く今直

ちに改正することは困難とするも、公務員の旅費制度全般につき内閣に

於て、今後十分検討せられたい。

昭和三十一年十二月 日

参議院議長 松野 鶴平

内閣総理大臣 鳩山一郎殿

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 ただいま議題となりました請願十件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

内閣委員会は、付託の請願十四件を審査いたしました結果、地域給に關する請願四件、農林省農地局勤務の定員外職員の定員化に関する請願一件、建設省勤務の常勤労務者らの定員化に關する請願一件、元外地鉄道の職員に關する恩給法等の特例制定に關する請願三件及び国家公務員等の旅費に關する法律の一部改正に關する請願一件は、

いずれも願意とおおむね妥当なものと認め、院議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

なお右のうち、元外地鉄道の職員に關する恩給法等の特例制定に關する請願につきましては、請願者の言うがごとく、恩給法等に対する特例を制定することは困難といたしましたが、政府は、これらの職員がこうむつた犠牲を適當な方法によつて補償する措置につき十分検討するより、また、国家公務員等の旅費に關する法律の一部改正に關する請願につきましては、右の法律を、請願者が言うがごとく、今直ちに改正することは困難といたしまして

も、公務員の旅費制度全般につき、政府において今後十分検討を加えられる

一七六

より、それぞれ意見書案を付した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

日程第九十一及び第九十二の請願については、意見書案が付されております。

日程第八十五より第九十二までの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九十三より第百五までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長岡三郎君。

審査報告書(文教委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。
第六号 公民館法制定に関する請願

第五〇号 教育費の財源措置に関する請願

第七七号 学校用地購入に対する特別措置の請願

第一一七号 公立文教施設費国庫補助等に関する請願

第一一八号 義務教育学校建築に対する敷地の土地買収費等を国庫補助対象とするの請願

第一一九号 鉄骨造校舎建築費国庫補助単価引上げに関する請願

第一三一号 文教施設整備予算増額に関する請願

第一四九号 学校給食法に基づく費用を全額国庫負担とする等の請願

第一六五号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願

第一八三号 公立文教施設費国庫補助増額等に関する請願

第一九六号 校舎建築資材の暴騰対策に関する請願

第二九九号 国立日本アイヌ史跡会館設立に関する請願

第三一九号 公立学校施設整備費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和三十一年十二月六日

文教委員長 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

〔岡三郎君登壇、拍手〕

○岡三郎君 ただいま議題となりました文教委員会付託の請願十三件につきまして、委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

日程第九十六ほか七件は、公立学校の施設整備に関するものでありまして、学校用地の買収費に対する国庫補助、建築資材の急激な値上りに対する補助金単価の引き上げ等、施設整備費予算の増加を要望するの請願であります。

そのほか、日程第九十四ほか四件は、教育費の財源措置の改善、学校給食、定時制教育の振興、公民館法の制定、アイヌ史跡会館設立等に関する趣旨の請願であります。

文教委員会におきましては、以上十三件の請願は、慎重審議の結果、いずれも願意妥当と認め、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十二分散会

○本日の会議に付した案件

一、裁判官訴追委員予備員辞任の件

一、裁判官訴追委員予備員の選挙

一、政府代表及び政府代表顧問任命につき議決を求める件

一、日程第一 日本銀行政策委員会委員の任命に関する件

一、日程第二 特殊機物質の貸貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四乃至第十二の請願

一、日程第十三乃至第五十一の請願

一、日程第五十二乃至第六十の請願
一、日程第六十一乃至第六十九の請願

一、日程第七十乃至第八十四の請願

一、日程第八十五乃至第九十二の請願

一、日程第九十三乃至第百五の請願

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員

宮城タマヨ君 早川 慎一君

野田 俊作君 豊田 雅幸君

田村 文吉君 林田 正治君

中野 文門君 村上 義一君

廣瀬 久忠君 大谷 賛雄君

北 勝太郎君 小澤久太郎君

石井 桂君 井上 清一君

加藤 正人君 梶原 茂嘉君

加賀山之雄君 奥むめお君

堀 末治君 苦米地英俊君

近藤 鶴代君 上林 忠次君

井野 碩哉君 藤野 繁雄君

西川甚五郎君 谷口弥三郎君

新谷寅三郎君 森田 義衛君

杉山 昌作君 後藤 文夫君

高瀬莊太郎君 石黒 忠篤君

井上 知治君 仲原 善一君

成田 一郎君 堀本 宜貴君

前田佳都男君 柴田 栄君

大谷藤之助君 大沢 雄一君

西川弥平治君 重政 庸徳君

平林 剛君	伊藤 剛道君	鈴木 壽君	鈴木 忠二君	鈴木 占部	鈴木 秀男君	大河原 一夫君	友敬君	岡 三郎君	齋藤 昇君	雨森 常夫君	永野 禮君	迫水 久常君	田中 啓一君	大島 虎藏君	関根 久藏君	秋山俊一郎君	最上 英子君	岩沢 忠恭君	三浦 義男君	宮田 重文君	青山 正一君	堀木 鍾三君	左藤 義詮君	植竹 春彦君	石原幹市郎君	黒川 武雄君	菅米地義三君	中山 壽彦君	泉山 三六君	平井 太郎君	大野木秀次郎君	大谷 登潤君	高橋進太郎君	伊能繁次郎君	武藤 常介君	西田 信一君	稻浦 鹿藏君	平島 敏夫君	小西 英雄君	佐藤清一郎君	西岡 ハル君	宮澤 喜一君	吉田 萬次君	横山 フク君	青柳 秀夫君	山本 米治君	松平 勇雄君	寺本 廣作君	鯛木 亨弘君	小幡 治和君	上原 正吉君	古池 信三君	小瀬 彬君	館 哲二君	郡 祐一君	西郷吉之助君	小林 武治君	野村吉三郎君	川村 松助君	木村篤太郎君	大矢 正君	森中 守義君	北村 暢君	横川 正市君	鈴木 強君	相澤 重明君	鈴木 忠二君	占部 秀男君	鈴木 壽君	大河原 一夫君	友敬君	岡 三郎君	龜田 得治君	秋山 長造君	久保 等君	柴谷 要君	大和 与一君	安部キミ子君	近藤 信一君	大倉 精一君	竹中 勝男君	田畑 金光君	吉田 法晴君	荒木正三郎君	松澤 兼人君	河合 義一君	藤田 進君	島 清君	田中 一君	松本治一郎君	三木 治朗君	岡田 宗司君	長谷部ひろ君	阿部 竹松君	安部 清美君	松澤 靖介君	光村 甚助君	鈴木 一君	湯山 勇君	加瀬 完君	北條 雋八君	榎 繁夫君	阿具根 登君	海野 三朗君	矢嶋 三義君	相馬 助治君	成瀬 幡治君	永岡 光治君	松浦 清一君	天田 勝正君	東 隆君	小酒井義男君	羽生 三七君	内村 清次君	山田 節男君	國務大臣	外務大臣	重光 葵君	文部大臣	清瀬 一郎君	國務大臣	太田 正孝君	國務大臣	正力松太郎君	政府委員	内閣官房副長官	松本 瀧藏君	外務政務次官	森下 國雄君	大蔵政務次官	山手 満男君	農林政務次官	大石 武一君	通商産業政務次官	川野 芳満君
-------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	-----	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	---------	-----	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	------	------	-------	------	--------	------	--------	------	--------	------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	--------

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し原稿紙は二十円)
(配送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五(五)